

平成28年西尾市監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月25日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二
西尾市監査委員 颯 田 栄 作

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成28年5月31日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二 殿
同 石 川 伸 一 殿

請求の要旨

平成26年度又は27年度の消防団活動が5回以下で、かつ平成28年度も継続して在団する19名のうちの16名に関して発生しうる最大872千円の無駄な報酬支払による損害を未然に防止するため、その16名の消防団員を即時免職する措置を講ずることを、西尾市長に対して請求する。

請求の理由

1. 本請求に至るまでの経過

なんということか、公務員とはこれほどまでに一般社会人とは異なった常識の持ち主の人達なのかと改めて痛感した次第です。

(1) 平成26年度の監査請求と免職者

ことの発端は、請求人が平成26年7月3日付けで提出した住民監査請求「平成25年度消防団活動ゼロ回の団員の4月1日付けの班長昇進の取消請求」です。（H. 26. 西監第42号）

通常、監査結果の通知は2か月を要しているのに、この請求への監査結果の通知はわずか1か月と5日だった。

ただ、監査結果は「平成26年6月30日付けで免職」となっているため、請求を却下する。」というものであった。（別紙-1）

しかしながら、ここに至るまでの消防団に関する9件の監査請求に対して唯一、平成25年3月

14日付けの監査請求「平成23年度消防団活動ゼロの団員に支給した報酬の返還請求」(H.25.西監第135号)については流石に逃れようもないと観念し、市長に対して報酬を返還させる勧告を出しただけで、これまで降格もましてや免職もなかったのにも拘わらず、いきなりの免職とは、一体どうしたことか?4月1日に班長に任命しながら、3か月を経ないうちに、昇格取消しではなく、いきなりの免職とは極めて不自然です。

更に、平成26年8月1日付けの「平成23、24、25年度に亘って消防団活動回数0~数回の団員の即時免職」を提出したが、どうもこれがかつてないいきなりの後付け?「免職」に繋がったと思われて仕方がない。

この請求に対する監査結果は「平成26年6月30日付けで7名は免職されている。(別紙-3)請求人の主張に理由が認められず、棄却する。」(別紙-4)というものだった。

しかし、何故年度末の平成26年3月31日付けではなく、中途半端な6月30日なのか?更に、この急な、しかも初の免職に際しての公文書が一切残っていないということが、請求人の疑念を一層膨らませる。

それはともかく、それ以降、勤務成績の悪い団員は免職せざるを得ないと判断したのか、平成26年度における免職者は最終的に19名にも上った(別紙-5)のは、収穫と言える。

(2) 平成27年度の監査請求と免職者

続いて、平成27年も「勤務成績の極めて悪い団員は、免職する。」ということが為されているかを27年度上半期実績が出た時点で確認すると、「免職者は、ない。」(別紙-6)という。

そこで、平成26年度消防団活動回数5回以下で、平成27年度も継続して在団している22名について上半期実績をフォローした結果が、(表-1)。

やはり、活動経過を見ながら「監督・指導」するという人事管理上の改善の動きは見られないものだった。

団	分団	No.	氏名	入団年月日	H.23	H.24	H.25	H.26	H27 1/4	H27 2/4	評価	H25緊急	H26緊急	評価	総合評価
吉 良	第1	1	●●●●●	H23.4.1	11	8	15	4	0	0	×	0/4	0/8	×	×
		2	●●●●●	H26.4.1	-	-	-	3	1	1	×	-	1/8	△	×
		3	●●●●●	H26.4.1	-	-	-	3	0	1	×	-	1/8	△	×
		4	●●●●●	H25.4.1	-	-	13	2	2	0	×	0/4	0/8	×	×
		5	●●●●●	H25.4.1	-	-	12	1	2	0	×	0/4	0/8	×	×
		6	●●●●●	H25.4.1	-	-	10	2	2	3	×	0/4	0/8	×	×
		7	●●●●●	H23.4.1	3	1	0	0	0	7月退団	-	0/4	0/8	-	-
		8	●●●●●	H25.4.1	-	-	14	0	2	0	×	0/4	0/8	×	×
		9	●●●●●	H25.4.1	-	-	9	0	2	0	×	0/4	0/8	×	×
		10	●●●●●	H25.4.1	-	-	12	0	0	0	×	0/4	0/8	×	×
	11	●●●●●	H25.4.1	-	-	14	0	2	0	×	0/4	0/8	×	×	
	12	●●●●●	H24.4.1	-	10	5	4	5	2	△	0/3	0/7	×	×	
	13	●●●●●	H24.4.1	-	15	0	1	0	6月退団	-	0/3	0/7	-	-	
	14	●●●●●	H26.4.1	-	-	-	1	1	1	×	-	0/7	×	×	
	15	●●●●●	H26.4.1	-	-	-	1	2	2	×	-	0/7	×	×	
	16	●●●●●	H25.4.1	-	-	1	0	0	6月退団	-	0/3	0/7	-	-	
	17	●●●●●	H24.4.1	-	7	6	5	0	0	×	0/4	1/8	×	×	
	18	●●●●●	H25.4.1	-	-	2	5	0	0	×	0/4	0/8	×	×	
	19	●●●●●	H26.11.1	-	-	-	4	5	7	△	-	0/3	×	△	
	20	●●●●●	H24.4.1	-	6	8	0	0	0	×	0/4	0/8	×	×	
幡 豆	第1	21	●●●●●	H25.4.1	-	-	4	3	1	0	×	0/3	0/4	×	×
	第2	22	●●●●●	H25.4.1	-	-	35	1	0	0	×	0/3	0/5	×	×

(注.1)H27 1/4、H27 2/4 夫々、平成27年度第1・第2四半期の活動回数
(注.2)H25緊急、H26緊急 夫々、平成25、26年度の火災等による緊急動員回数に対する出動回数を表す。
(注.3)評価:○=良、△=経過観察、×=不要、免職相当

上表の結果を踏まえ、22名のうち、途中退団の3名と経過観察とした1名を除く18名に関して発生しうる報酬支払による損害最大654千円を未然に防ぐため、18名の即時免職をもとめる監査請求を、H27.10.29付けで提出した。

しかし、監査委員の判断は「当該団員を免職しない団長の判断は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したとは認められない。」として、棄却されてしまった。

この監査結果を得たためか、平成27年度の免職者数は結局「ゼロ」という結果になった。要するに、役人というものは、上位の者の言うままに、同じ内容でも黒が白になるような主体性のない人達ということである。

それはともかく、請求人が免職すべきとした18名の平成27年度の活動実績を見ると（表-2）惨憺たるもので、前任の手嶋監査委員の判断が決して妥当ではなかったと如実に表している。

(表-2)平成26年度消防団活動回数5回以下でH.27継続在団者の継続在団の是非															
団	分団	No.	氏名	入団年月	H.23	H.24	H.25	H.26	H27上	H27下	H26緊急	H27緊急	評価	在団の是非	
吉良	第1	1	●●●●	H23.4	11	8	15	4	0	①	3	0/8	0/3	×	H28.3退団
		2	●●●●	H26.4	-	-	-	3	②	2	0	1/8	0/3	×	非
		3	●●●●	H26.4	-	-	-	3	②	1	0	1/8	0/3	×	非
		4	●●●●	H25.4	-	-	13	2	②	2	0	0/8	0/3	×	非
		5	●●●●	H25.4	-	-	12	1	②	2	0	0/8	0/3	×	非
		6	●●●●	H25.4	-	-	10	2	②	3	0	0/8	0/3	×	非
		7	●●●●	H23.4	3	1	0	0	0	-	0/8	0/2	×	H27.7退団	
		8	●●●●	H25.4	-	-	14	0	②	2	0	0/8	0/3	×	非
		9	●●●●	H25.4	-	-	9	0	②	2	0	0/8	0/3	×	非
		10	●●●●	H25.4	-	-	12	0	0	0	0/8	0/3	×	H28.3退団	
		11	●●●●	H25.4	-	-	14	0	②	2	0	0/8	0/3	×	非
	第2	12	●●●●	H24.4	-	10	5	4	7	③	1	0/7	1/4	×	非
		13	●●●●	H24.4	-	15	0	1	0	-	0/7	0/2	×	H27.6退団	
		14	●●●●	H26.4	-	-	-	1	2	③	1	0/7	0/4	×	非
		15	●●●●	H26.4	-	-	-	1	②	4	0	0/7	0/4	×	非
		16	●●●●	H25.4	-	-	1	0	0	-	0/7	0/2	×	H27.6退団	
	第3	17	●●●●	H24.4	-	7	6	5	0	0	1/8	0/4	×	H28.3退団	
		18	●●●●	H25.4	-	-	2	5	0	0	0/8	0/4	×	H28.3退団	
		19	●●●●	H26.11	-	-	-	4	12	6	0/3	0/4	△	経過観察	
		20	●●●●	H24.4	-	6	8	0	0	0	0/8	0/4	×	H28.3退団	
幡豆	第1	21	●●●●	H25.4	-	-	4	3	②	1	0	0/4	0/1	×	H28.3退団
	第2	22	●●●●	H25.4	-	-	35	1	0	0	0/5	0/1	×	H28.3退団	

※表中の①は、下記コメントのナンバーを示す。

まずは、H.27年度上半期よりも下半期の方が活動回数が極端に少なくなっている。例年、前半で活動回数が少ない者が、後半に盛り返すようなことはまずなかった。過去の経過と年度前半の結果を見て、H.27.10でスッパリと免職しなかったが故に、下記の如く西尾市民に対して382千円の損害を与える結果となった。

その内容は

- ① No.1を9月末で免職しなかったため、たった3回の活動で報酬54,500円を支払うことになった。
- ② 上半期1~4回しか活動せず、下半期0回の10名を9月末で免職していれば、下半期分の報酬を支払わずに済んだものを、 $54,500円 \times 1/2 \times 10名 = 272,500円$ を支払うことになった。
- ③ No.12、14は、9月末で免職していれば、下半期たったの1回の活動もなく54,500円×

1 / 2 × 2名 = 54, 500円を支払わずに済んだ筈だった。

以上合計、無駄な報酬支払額は381,500円となった。

極めて悔いの残る結果になってしまった。

そこで、改めて平成27年度の消防団活動の団員全体を調べてみることにした。

2. 平成27年度の消防団低活動団員の実態と団員要否の判断基準

先述を踏まえて、平成27年度における消防団低活動団員の実態把握をした。

(1) 平成27年度 消防団活動回数5回以下の団員

今回も、いままでの監査請求と同じく、低活動回数を5回として調査すると、(別紙-7)の通りとなり、該当者は30名、うち平成27年度中に退団した団員が12名で、平成28年度も継続して在団する者が18名であることが判明した。

しかし、6~10回の団員も当然監査請求の対象になり得ると思い調べてみると、該当者は13名だったが、平成28年度も在団する者は9名であった。

団	分団	No.	氏名	入団年月	H.26	H.27	
一色	東部	1	●●●●●	H27.11	-	7	①No.5を除く8名については、これまでの経過からみて、甘いとは思いますが「即免職」とはせず、今回の請求の検討対象から外す。
	中部	2	●●●●●	H27.4	-	7	
	佐久	3	●●●●●	H27.4	-	6	
吉良	第1	4	●●●●●	H26.4	49	7	①No.5を「●●●●●」については、前掲の(表-1)、(表-2)にも載っているように、H26が4回のため検討対象とする。
	第2	5	●●●●●	H24.4	4	8	
		6	●●●●●	H27.4	-	7	
	第3	7	●●●●●	H27.4	-	8	
8		●●●●●	H27.4	-	6		
幡豆	第2	9	●●●●●	H27.6	-	7	

その結果に基づき、平成26又は27年度消防団活動5回以下で、平成28年度も在団する者19名の活動履歴を、下記(表-4)に整理した。

団	分団	No.	氏名	入団年月	H.24	H.25	H.26	H.27	H24緊急	H25緊急	H27緊急
一色	中部	1	●●●●●	H27.4	-	-	-	0	-	-	0/4
吉良	第1	2	●●●●●	H21.4	68	70	15	5	4/4	1/8	1/3
		3	●●●●●	H26.4	-	-	8	4	-	2/8	3/3
		4	●●●●●	H26.4	-	-	6	4	-	1/8	2/3
		5	●●●●●	H26.4	-	-	10	4	-	1/8	0/3
		6	●●●●●	H25.4	-	10	2	3	0/4	0/8	0/3
		7	●●●●●	H25.4	-	14	0	2	0/4	0/8	0/3
		8	●●●●●	H25.4	-	13	2	2	0/4	0/8	0/3
		9	●●●●●	H25.4	-	9	0	2	0/4	0/8	0/3
		10	●●●●●	H25.4	-	12	1	2	0/4	0/8	0/3
		11	●●●●●	H25.4	-	14	0	2	0/4	0/8	0/3
		12	●●●●●	H26.4再	-	-	3	2	-	1/8	0/3
	13	●●●●●	H26.4再	-	-	3	1	-	1/8	0/3	
	第2	14	●●●●●	H24.4	10	5	4	8	0/3	0/7	1/4
15		●●●●●	H26.4	-	-	1	4	-	0/7	0/4	
16		●●●●●	H26.4	-	-	1	3	-	0/7	0/4	
第3	17	●●●●●	H26.4	-	-	6	5	-	0/8	0/4	
	18	●●●●●	H26.4	-	-	6	3	-	1/8	0/4	
幡豆	第2	19	●●●●●	H27.4	-	-	-	2	-	-	0/2

では、この低活動団員の継続在団の是非を何に基づいて判断したら良いのかを、次で検討する。

(2) 低活動消防団員継続在団是非の判断基準の検討

消防団員の役割は、「地震、水害、火災などの災害発生に際し、市民の生命・財産を守るために、消防署の活動を効果的に支援すること。」であろう。

従って、それに向けての職責は、

① 消防団員として必要な技能修得のための訓練に参加すること

- * 1. 消防出初式、消防操法発表会、消防観閲式等に参加するための訓練はセレモニー・広報のためであり、あくまで従属的なものとすべきと思う。
- * 2. 目的が明確でない訓練は、本来の職責に照らせば、不要なものと言って誤りではないと思われる。

② 災害発生時に際し、消防署による緊急動員に応じ、即時に緊急出動すること。

と考えます。

上記に基づき、消防団員が職責を果たすためには最低どの位の活動回数が必要なのかを検討してみる。

1) 消防団員として必要な技能修得に必要な訓練活動の回数は？

まず、消防団内で最も活動していると思われる分団長の年間活動回数をみてみるが、一般団員の基準とするために、分団長固有の活動を除外してその活動状況を調べる。

(表-5)平成26、27年度の全分団長の年間活動回数 (単位:回)

区分		一色				吉良			幡豆		全体	
分団		東部	中部	西部	佐久島	第1	第2	第3	第1	第2	計	平均
H26年度	(1)年間活動回数	97	60	80	63	90	94	170	105	106	695	87
	(2)分団長固有活動	7	6	6	7	9	8	9	7	5	55	7
	差引(1)-(2)	90	54	74	56	81	86	161	98	101	640	80
H27年度	(1)年間活動回数	99	64	80	70	86	108	100	123	111	841	93
	(2)分団長固有活動	7	4	6	7	6	5	7	4	7	53	6
	差引(1)-(2)	92	60	74	63	80	103	93	119	104	788	87
計	(1)年間活動回数	196	124	160	133	176	202	100	228	217	1536	90
	(2)分団長固有活動	14	10	12	14	15	13	7	11	12	107	6
	差引(1)-(2)	182	114	148	119	161	189	93	217	205	1429	84

※1. 分団長固有活動:分団長単独及び正副分団長のみの活動
(正副分団長会議、監査委員事務局対応、花火退会警備、防火パレード)

※2. H26吉良第3分団の活動回数は異常値のため、合計より除外した。
従って、平均値算出のめたの除数はH26は「8」、2年間平均は「17」とした。

上表より、一つの目安として、分団長2年間の活動回数の平均値「84」が得られたが、それを鵜呑みにはできない。

なぜなら、年3~4回開催されるセレモニーのための訓練と、車両点検等の各種点検が非常に多い。逆に、本番を想定した訓練は極くまれにしかないのが実態である。

従って、大目に見ても、84回の60%即ち50回程度が正常な活動回数だと思われる。50回なら、基礎訓練・本番想定訓練、各種点検等も十分出来ると思う。

(注) とにかく、いままでの消防団のやりかたは、その回数から見て、「訓練は、やればやる程良い。」
「点検は、やるに越したことはない。」という感覚で行ってきているように思われる。

夫々の目的に応じた合理的な実施方法・回数を検討する必要があると思う。

消防団員に自己犠牲を強いることなく、団員の日常生活と消防団活動とのバランス即ち、「ワークライフバランス」を考慮した消防団活動に変身する時期にもう来ていると思う。

仮に、上記の年間活動回数50回をベースに、活動回数の最低基準を検討するに際して、次のように考えてみた。(少々強引ではあるが)

- ① 一般私企業では、出勤率が80%を切ると即時に解雇される。
- ② 一方、消防団員の出勤率(出勤率)は勤務予定・実績表を作ることが極めて困難なため、その把握は不可能と思われる。
- ③ 出勤率で消防団員の勤務状態を見ることは出来ないが、前出の年間50回に対して大雑把にどの位まで出勤すべきかは言えると思う。
- ④ 仮に、20回とすると、各種訓練が10回、各種点検他が10回位の割合になろう。基礎訓練、想定訓練等と訓練目的が明確になれば、少ない回数である程度の技能が身に着くと思う。ただ、団員らしくするには20回、2年間は必要と思う。
- ⑤ また、いままでの免職者19名全てが年間0回の者(別紙-3)という現実の中で、いきなり年間20回未満は免職という訳にもいかないと思う。
- ⑥ 従って、現実的に大甘にして、10回以下が2年間続いたら、団員としての技能が不十分で、消防団員としては不要としても良いと思う。

勿論、ベテラン団員でも、そのような活動回数では、やる気がないとして団内のチームワーク維持のために、お引き取り戴く方が良いと思う。

結論：年間10回以下の活動が2年間続いたら、その団員は不要。

災害発生に際して、消防団員として必要な緊急出動回数は？

消防団員本来の職責全うのためには、緊急動員に対して最低でも「2回に1回」の緊急出動があつて然るべきと一般市民なら思うであろう。

勿論、これについても「べき」論ではなく、実態を踏まえて検討を進める。そこで、緊急出動の状況を調べると、下表のようになった。

団	分団	団員数	緊急動員回数	緊急動員人数	緊急出動人数	緊急出動率
一色	東部	24	5	120	55	46%
	中部	20	5	100	32	32%
	西部	25	5	125	55	44%
	(佐久島)	40	2	80	73	91%
	計	69	-	345	142	41%
吉良	第1	40	8	320		25%
	第2	20	7	140	46	33%
	第3	37	8	296	117	39%
	計	97	-	756	242	32%
幡豆	第1	31	4	124	49	39%
	第2	30	5	150	52	35%
	計	61	-	274	101	37%
合計		227	-	1375	485	35%

団	分団	団員数	緊急動員回数	緊急動員人数	緊急出動人数	緊急出動率
一色	東部	23	3	69	25	36%
	中部	24	4	96	18	19%
	西部	24	2	48	34	71%
	(佐久島)	40	4	160	85	53%
	計	71	-	213	77	36%
吉良	第1	38	3	114	23	20%
	第2	20	4	80	31	39%
	第3	37	4	148	44	30%
	計	95	-	342	98	29%
幡豆	第1	32	1	32	25	78%
	第2	25	1	25	20	80%
	計	57	-	57	45	79%
合計		223	-	612	220	36%

- ※1 団員数H26, 27年4月1日現在の団員数(除く正副団長)
- ※2 緊急動員回数: 各分団に緊急動員指示があつた回数
- ※3 緊急動員事由 ※消防団活動報告集計表の「具体的な活動の内容」で
建物火災、林野火災、行方不明者捜索、防潮扉閉鎖を緊急動員の対象とした。
- ※4 佐久島分団は、台風接近に備えての防潮扉閉鎖のみであり、
他分団と異なるため上記の合計・平均から除外した。

上掲二表より、緊急出動率がほぼ35%であることが判る。

そのことから

- ① 緊急出動率が35%ということは、3回の緊急動員に対して1回しか出動出来ていないということ。

- ② 緊急動員に応じないのは、緊急出動したくない、訓練不足で出動したくても出来ない、あるいは職業・勤務地の都合で出動出来ないといったところと思う。
- ③ とにかく、どんな理由があろうと、複数年で緊急動員3回に対して1回（33%）以下しか出動出来ない団員は、市民としては要らない存在である。

結論：年間緊急出動1／3以下が2年間続いたら、その団員は不要。

3. H. 26又は27年度消防団活動5回以下でH. 28年度在団者の要否の検討

上記消防団員の要否の検討において、その判断基準は極めて客観的な消防団員としての活動回数のみに基づくものとする。

前任監査委員「手嶋英夫」氏の言う「仕事の軽重や取組み姿勢の強弱」といった（H. 26. 西監第58号）抽象的・感傷的な要素は、全く加味しない。

そもそも、仮にも「市民の生命と財産を守る。」ために入団したのであれば「イザ」という時に活動出来るように十分な訓練を積み重ねることは、当たり前義務と言っても良い筈である。

しかるに、それへの参加回数が極めて少なく、従って「イザ」という時に殆ど応ずることも出来ない者に対して、「仕事の軽重や取組み姿勢の強弱」という抽象的な要素を、どう加味して評価出来ると言うのか、極めて疑問に思うからである。

勿論、その判断は、先述の判断基準に基づいて行う。

- ① 年間10回以下の活動が2年間続いたら、その団員は不要。
- ② 年間緊急出動1／3以下が2年間続いたら、その団員は不要。

従って、今回も極めて具体的に客観的な「消防団活動回数とその内容」のみで、以下の検証を行う。

[団員別の継続在団是非の検証]

No. 1 : ●●●●

何故、H. 27中部分団長は入団初年度0回の者を継続在団させたのか？入団初年度0回で次年度以降真面に活動した例はない。単に、イヤイヤながら入団しただけの者。面接せよ。

免職相当

No. 2 : ●●●●

H. 25には吉良第1の副分団長。ここ3年間の緊急出動は6／15. とりあえず、今後の経過を見る。

経過観察

No. 3 : ●●●●

H. 26, 27と低活動であるが、緊急出動が5／11と良好でありとりあえず、今後の経過を見る。

経過観察

No. 4 : ●●●●

2年間10回の活動は少なすぎる。一方、緊急出動は、3／11で責任感はあるそう。経過観察が妥当か。

経過観察

No. 5 : ●●●●

2年間14回の活動は、少な過ぎる。しかも、緊急出動が1／11では、話にならない。

免職相当

No.6、7、8、9、10、11（計6名）

入団年のH.25こそ9～14回と多少は活動しているがH.26、27が0～3回とは。しかも、6名全員が緊急出動3年間で0/15、一体団長、分団長はなにをしていたのか

No.12、●●●●、No.13. ●●●●

免職相当

両名ともH.26再入団だが、ここ2年間の活動は夫々4回、5回と少な過ぎる。しかも、緊急出動も1/11では、後輩の手本にもならない。不要

免職相当

No.14：●●●●

入団以来4年間でたったの27回の活動。しかも、緊急出動は1/14.それも、H27.5.27.林野火災、1時間のみの活動。たったの1回のために支給した報酬・費用弁償は総額27万円。このような団員の存在を4年間も看過してきた吉良消防団長と第2分団長のコスト意識の欠如と、これを放置してきた消防本部の無能さには、呆れるばかりである。

No.15 ●●●●、No.16 ●●●●

免職相当

両名とも入団初年度のH.26の活動は入退団式の1回のみ。2年間で4～5回では、全く役に立たない。

免職相当

No.17：●●●●

2年間でわずか11回の活動。しかも緊急出動が0/12では、話にならない。

免職相当

No.18：●●●●

2年間でわずか9回の活動。しかも、緊急出動が1/12では、話にならない。

免職相当

No.19：●●●●

入団初年度でたったの2回の活動。
それも、4月の規律訓練と3月の器具点検。
団長、分団長は、監督・指導しているのか？

免職相当

以上の検証結果を、(表-8)に整理した。

(表-8)平成26年度又は27年度消防団活動回数5回以下でかつH28年度も在団する団員の要否														
団	分団	No.	氏名	入団年月	H.24	H.25	H.26	H.27	評価	H25緊急	H26緊急	H27緊急	評価	総合評価
一色	中部	1	●●●●	H27.4	-	-		0	×	-	-	0/4	×	免職
吉良	第1	2	●●●●	H21.4	68	70	15	5	×	4/4	1/8	1/3	△	経過観察
		3	●●●●	H26.4	-	-	8	4	×	-	2/8	3/3	△	経過観察
		4	●●●●	H26.4	-	-	6	4	×	-	1/8	2/3	△	経過観察
		5	●●●●	H26.4	-	-	10	4	×	-	1/8	0/3	×	免職
		6	●●●●	H25.4	-	10	2	3	×	0/4	0/8	0/3	×	免職
		7	●●●●	H25.4	-	14	0	2	×	0/4	0/8	0/3	×	免職
		8	●●●●	H25.4	-	13	2	2	×	0/4	0/8	0/3	×	免職
		9	●●●●	H25.4	-	9	0	2	×	0/4	0/8	0/3	×	免職
		10	●●●●	H25.4	-	12	1	2	×	0/4	0/8	0/3	×	免職
		11	●●●●	H25.4	-	14	0	2	×	0/4	0/8	0/3	×	免職
		12	●●●●	H26.4再	-	-	3	2	×	-	1/8	0/3	×	免職
		13	●●●●	H26.4再	-	-	3	1	×	-	1/8	0/3	×	免職
		14	●●●●	H24.4	10	5	4	8	×	0/3	0/7	1/4	×	免職
		第2	15	●●●●	H26.4	-	-	1	4	×	-	0/7	0/4	×
16	●●●●		H26.4	-	-	1	3	×	-	0/7	0/4	×	免職	
第3	17	●●●●	H26.4	-	-	6	5	×	-	0/8	0/4	×	免職	
	18	●●●●	H26.4	-	-	6	3	×	-	1/8	0/4	×	免職	
幡豆	第2	19	●●●●	H27.4	-	-	-	2	×	-	-	0/2	×	免職

西 監 第 3 1 号
平成 2 8 年 7 月 2 5 日

請求人 ●●●● 様

西尾市監査委員 角 谷 孝 二
西尾市監査委員 颯 田 栄 作

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 28 年 5 月 31 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

平成 26 年度又は 27 年度の消防団活動が 5 回以下の団員が平成 28 年度も継続して在団していることによって、最大 872 千円の無駄な報酬が支払われようとしている。

(2) 違法又は不当とする理由

平成 26 年度又は 27 年度の消防団活動が 5 回以下の団員が継続して 19 名在団していること。

(3) 求める措置

19 名のうち 16 名の消防団員（以下「当該団員」という。）を即時免職する措置を講ずることを西尾市長に対して請求する。

(4) 提出された事実証明書

- ・平成 26 年 8 月 8 日付け西監第 42 号 西尾市職員措置請求について（通知）
- ・平成 25 年 4 月 30 日付け西監第 135・137 号住民監査請求に係る監査結果について（勧告）
- ・平成 26 年 7 月 1 日付け西尾市消防団員退団及び入団辞令の発令について（伺い）
- ・平成 26 年 9 月 26 日付け西監第 58 号西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）
- ・平成 25 年度消防団活動回数少数者（41 名）一覧表（請求人作成）
- ・平成 27 年 10 月 15 日付け西消総第 133 号公文書不開示決定通知書
- ・平成 27 年度消防団活動回数 5 回以下の団員一覧表（請求人作成）
- ・平成 25 年 7 月 1 日付け西尾市消防団員報酬及び費用弁償の支給について（伺い）

2 請求の受理

本件請求は、平成 28 年 5 月 31 日付けで提出され、監査委員が求めた補正項目に関し、同年 6 月 3 日に請求人により補正がなされた。その結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年同月 6 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 14 日に請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、請求人からの新たな証拠として以下の提出があった。

- ・私が西尾市消防団について監査請求をし続ける理由（請求人作成）
- ・平成 27 年度 分団別の緊急動員に対する緊急出動率（請求人作成）
- ・（西尾市消防団員）職業別・勤務地別の人員分布（請求人作成）
- ・平成 27 年度 西尾市消防団 事業計画

2 監査対象事項

当該団員を免職する必要性及び報酬支給の妥当性

3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

平成 28 年 6 月 21 日、西尾市監査委員事務局において、消防長、消防次長、消防本部総務課主幹及び課長補佐から当該団員を免職する必要性及び報酬支給の妥当性について事情聴取した。

また、同年同月 30 日、西尾市消防本部吉良分署において、西尾市一色消防団団長、西尾市吉良消防団団長及び西尾市幡豆消防団団長から「活動回数の少ない団員の実態」について事情聴取した。

5 関係書類の調査

消防本部総務課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

第 3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

1 消防団員の分限処分について

消防団員の分限処分については、平成 26 年 9 月 26 日付け西監第 58 号にて通知したとおり、活動回数の少ない団員を免職すべきか否かの判断は、「最高裁昭和 47 年（行ツ）第 63 号 昭和 52 年 12 月 20 日 最高裁判所第三小法廷判決」を参考に考え、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、任命権者である団長の裁量権の範囲内にあり、勤務実績の良し悪しに係る判断ができる団長や分団長が団員に消防団活動継続の意思確認をした上で決定している以上、違法性はないものと判断を示したところである。

そこで本件請求についても同様に、関係職員事情聴取において、各団長から活動回数が少ない団員に対して、分団長を通じ、活動に参加できない理由や本人の消防団活動に

対する継続の意思を確認し、団長が在団させるか否かの判断をしている事実を確認した。

2 消防団員に係る報酬支給の法的位置づけについて

法第 203 条の 2 第 1 項で、非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならないと規定されており、同条第 2 項で、報酬はその勤務日数に応じて支給すること、更には同条第 4 項で支給方法は条例でこれを定めなければならないとされている。

しかしながら、西尾市消防団条例においては、団員に対して年額の報酬を支給することと、その支給については西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の例によるとされているだけで、本件請求の適否を判断するための勤務に対する考え方など詳細な規定がないことを確認した。

3 報酬支給に対する考え方について

平成 23 年(行ウ)第 292 号 平成 25 年 10 月 16 日東京地方裁判所民事第 3 部判決では、非常勤職員の報酬支給の在り方について、「職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である普通地方公共団体等の非常勤職員に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体等の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体等ごとにその財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地から判断を要する」と報酬支給に対する考え方が示されている。

また、消防団員を含む非常勤職員に支給する報酬は、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであると考えられている中で、ここでいう勤務に対する考え方について、諸般の事情を総合考慮した上で「形式的な日数のみをもって、その勤務の実質が評価し尽くされるものとはいえない」場合が存在するとの考え方が示されている。

第 4 監査委員の判断

当該団員を免職する必要性及び報酬支給の妥当性については、いずれも形式的な回数だけでは判断できない。したがって、本件請求において当該団員を在団させ、活動が確認できれば報酬を支給する行為について違法性及び不当性はない。

第 5 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと認め本件請求を棄却する。